

株 主 各 位

東京都江東区亀戸九丁目11番1号

## 日本化学工業株式会社

代表取締役 棚 橋 洋 太

### 第162期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第162期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2020年6月25日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都江東区亀戸九丁目11番1号<br>当社本店 研究棟記念ホール<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第162期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員<br>会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第162期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件   |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nippon-chem.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結注記表」及び「個別注記表」とで構成されております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nippon-chem.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り議決権行使書をもって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。また、感染防止の観点から、ご出席の株主様はご自身の体調を考慮いただくとともに、マスク着用等可能な範囲で周囲へのご配慮をお願い申し上げます。今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nippon-chem.co.jp/>) の内容を随時更新いたしますので、ご来場前に必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続きました。しかし一方で、新型コロナウイルスの感染拡大等による世界経済の不確実性により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画に掲げる「重点分野への集中投資」、「海外戦略の積極的展開」、「経営基盤の強化」という3つの重点施策を持続的な成長に向け、全社一丸となって進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比8千5百万円増の362億4千3百万円となり、経常利益は前年同期比5億1千2百万円減の25億4千5百万円となりました。この経常利益に、投資有価証券売却益1億9千4百万円の特別利益、固定資産除却損2億1千6百万円等の特別損失2億2千8百万円及び法人税等6億2千4百万円を差引き、更に法人税等調整額2千9百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比2億9千6百万円減の18億5千7百万円となりました。

以下事業部門別の状況をご報告いたします。

#### 〔化学品事業〕

クロム製品はめっき向けが落ち込んだことにより、売上高は減少しました。シリカ製品は環境関連向けが伸びたことにより、売上高は増加しました。燐製品は光学ガラス向けが低調に推移したものの、液晶向けが好調に推移したことにより、売上高は増加しました。リチウム製品はグリース向けや光学ガラス向けが低調に推移したことにより、売上高は減少しました。

この結果、化学品事業の売上高は、前年同期比7千4百万円減の155億9百万円となりました。

### 【機能品事業】

ホスフィン誘導体は海外向けが大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。農薬は主要顧客向けが大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。電池材料は主要顧客向けが堅調に推移したことにより、売上高は増加しました。電子セラミック材料は自動車向けや通信向けが大幅に伸びたことにより、売上高は大きく増加しました。回路材料は主要顧客向けが堅調に推移したことにより、売上高は前年同期並みとなりました。バリウム製品は電子材料向けが低調に推移したことにより、売上高は減少しました。ホスフィン海外向けが好調に推移したことにより、売上高は増加しました。医薬中間体は主要顧客向けが好調に推移したことにより、売上高は増加しました。

この結果、機能品事業の売上高は、前年同期比6億2千万円増の154億7千万円となりました。

### 【賃貸事業】

賃貸事業はイオンタウン郡山において増築した店舗の賃貸を開始したことにより、売上高は増加しました。

この結果、賃貸事業の売上高は、前年同期比1千8百万円増の9億1千2百万円となりました。

### 【空調関連事業】

空調関連事業は新規設計・施工及びメンテナンス需要が低調に推移したことにより、売上高は減少しました。

この結果、空調関連事業の売上高は、前年同期比4億5千1百万円減の34億1千8百万円となりました。

### 【その他事業】

書店事業の売上高は前年同期並みとなりました。

この結果、報告セグメントに含まれない事業セグメントの売上高は、前年同期比2千7百万円減の9億3千1百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、53億6千1百万円で、その主な内容は以下のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備等
- ・ 福島第二工場 有機電子材料製造設備 (新設)
  - ・ 福島第一工場 電子セラミック材料設備 (増設)
- ロ. 当連結会計年度末現在工事継続中の主要設備等
- ・ 徳山工場 電子セラミック材料設備 (新設)
  - ・ 福島第一工場 電子セラミック材料設備 (増設)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、設備投資の資金としてシンジケートローン契約の締結等により長期借入金を30億円調達致しました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 159 期	第 160 期	第 161 期	第 162 期
	2016.4.1 から 2017.3.31まで	2017.4.1 から 2018.3.31まで	2018.4.1 から 2019.3.31まで	2019.4.1 から 2020.3.31まで
売 上 高(百万円)	33,484	36,798	36,157	36,243
経 常 利 益(百万円)	3,460	4,009	3,057	2,545
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,557	2,774	2,154	1,857
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	290円71銭	315円45銭	244円90銭	211円21銭
総 資 産 (百万円)	58,342	62,044	65,497	65,950
純 資 産 (百万円)	32,200	34,518	35,497	35,768
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,660円49銭	3,924円25銭	4,035円61銭	4,066円52銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第159期(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社及び関連会社の状況 (2020年3月31日現在)

会 社 名	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社)			
東邦顔料工業株式会社	96百万円	100	無機顔料及び研磨材の製造・販売
株式会社日本化学環境センター	10百万円	100	環境に関する測定と証明
株式会社ニッカシステム	10百万円	100	不動産の管理、書店経営
日本ピュアテック株式会社	20百万円	100	空気浄化剤の製造販売、空調設備機器・装置の設計・施工・販売
ロックゲート株式会社	10百万円	(100)	理化学機器の製造・販売
JCI USA Inc.	200千米ドル	100	工業薬品の売買、情報サービスの提供
(持分法適用関連会社)			
関東珪曹硝子株式会社	172百万円	45	珪酸ソーダ硝子、コロイダルシリカの製造・販売
京葉ケミカル株式会社	200百万円	50	珪酸ソーダの製造・販売
エヌシー・テック株式会社	100百万円	50	亜酸化銅の製造・販売

(注) 議決権比率の( )書きは、子会社による間接所有を表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が世界経済と金融市場に大きな影響を与えており、厳しい事業環境が続くものと予想されます。当社グループといたしましては、このような状況のもと「持続的安定収益の実現」を最重要課題とし、以下の重点施策に取り組んでまいります。

- ①多様化する顧客ニーズを満たし、差別化出来る製品を提供し、既存事業のシェア維持と新規顧客開拓を図ります。
- ②無機合成技術、結晶性・構造制御技術、表面改質・コーティング技術及びホスフィン誘導体技術等、当社のコア技術を活用した高付加価値製品の開発に取り組みます。
- ③国内外グループの連携を強め、情報を共有・分析することで新たな価値の創造を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主要製品及び事業内容
化学品事業	燐製品、クロム製品、シリカ製品等の化学品の製造・販売
機能品事業	電池材料、回路材料、電子セラミック材料等の電子材料関連製品及びホスフィン誘導体、医薬中間体、農薬等の化学品の製造・販売
賃貸事業	不動産の賃貸・管理
空調関連事業	空調関連事業
その他事業	書店事業等

## (6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

### ① 当社

名 称	所 在 地
本社、化学品営業部、機能品営業部	東京都江東区
大阪地区営業事務所	大阪府大阪市中央区
福島第一工場	福島県郡山市
福島第二工場	福島県田村郡三春町
愛知工場	愛知県知多郡武豊町
徳山工場	山口県周南市

### ② 子会社

会 社 名	所 在 地
東邦顔料工業株式会社	東京都板橋区
株式会社日本化学環境センター	福島県郡山市
株式会社ニッカシステム	東京都江東区
日本ピュアテック株式会社	愛知県名古屋市中区
ロックゲート株式会社	東京都荒川区
JCI USA Inc.	New York . USA

## (7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
化 学 品 事 業	226名	10名増
機 能 品 事 業	305名	14名増
賃 貸 事 業	—	—
空 調 関 連 事 業	56名	1名増
そ の 他 事 業	81名	1名減
全 社 ( 共 通 )	70名	1名減
合 計	738名	23名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び派遣社員は含みません。

2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 賃貸事業につきましては、その他及び全社(共通)の従業員が兼務しております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
577名	22名増	41.3歳	19.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び派遣社員は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン①	6,294百万円
シンジケートローン②	2,960
シンジケートローン③	1,700
株式会社みずほ銀行	1,430
シンジケートローン④	1,322
株式会社三菱UFJ銀行	1,316
農 林 中 央 金 庫	260
株式会社三井住友銀行	225
日本生命保険相互会社	200
株式会社東邦銀行	180
明治安田生命保険相互会社	100

- (注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他5行からの協調融資によるものであります。
2. シンジケートローン②は、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他16行からの協調融資によるものであります。
3. シンジケートローン③は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他5行からの協調融資によるものであります。
4. シンジケートローン④は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他3行からの協調融資によるものであります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,922,775株
- ③ 株主数 5,510名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,200千株	25.02%
日本化学工業取引先持株会	667	7.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	482	5.49
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	435	4.95
明治安田生命保険相互会社	353	4.02
三菱UFJ信託銀行株式会社	300	3.41
小西安株式会社	182	2.07
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	146	1.66
株式会社三井住友銀行	137	1.56
日本化学工業従業員持株会	121	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式を126,963株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 会長	棚橋 純一	東海カーボン株式会社社外取締役 富士化学株式会社社外取締役
代表取締役 社長	棚橋 洋太	取締役会議長、経営会議議長 京葉ケミカル株式会社代表取締役
取締役兼常務執行役員	愛川 浩功	生産技術本部長兼生産技術部長
取締役兼執行役員	紺野 祥司	営業本部長 エヌシー・テック株式会社代表取締役
取締役兼執行役員	太田 秀俊	経営戦略本部長
取締役 (常勤監査等委員)	江口 幸夫	
取締役 (監査等委員)	古島 守	弁護士及び公認会計士 株式会社セブテーニ・ホールディングス 社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	遠山 壮一	公認会計士 明星監査法人社員 伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資 法人監督役員

- (注) 1. 古島守氏及び遠山壮一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である古島守氏及び遠山壮一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、江口幸夫氏、古島守氏及び遠山壮一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 常勤監査等委員である取締役江口幸夫氏は、当社の経理部や総務人事部等管理部門の業務経験を豊富に有し、リスク管理や内部統制、財務及び会計に関する知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役古島守氏及び遠山壮一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員である取締役を除く）	5名	168百万円
取締役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	3 (2)	30 (12)
合 計	8	198

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	古 島 守	株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役 (監査等委員)	いずれも特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	遠 山 壮 一	明星監査法人社員 伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人監督役員	いずれも特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況
社外取締役（監査等委員） 古島 守	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士及び公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び企業法務や監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 遠山 壮一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士として培ってきた専門的な知識・経験及び監査に関する豊富な見識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、必要な発言を行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画、会計監査の活動実績及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、誠実に実行し、業務遂行するために、取締役会は取締役、執行役員及び使用人を対象とする「企業理念」「日本化学社員行動指針」「倫理規定」を制定する。
  - ・取締役、執行役員及び使用人に対し「日本化学社員行動指針」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、業務監査室は、業務監査を通じ、改善、指導等の意見をまとめ経営会議に報告し、是正する。
  - ・コンプライアンス全体を統括する組織として各部門代表者で構成される「倫理委員会」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
  - ・コンプライアンスの推進については、「倫理規定」に基づき業務監査室及び総務人事部にその業務の窓口を設置し、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締り委員会及び監査等委員会にその結果を報告する。
  - ・取締役、執行役員及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、「内部通報制度規定」を制定し、運用する。
  - ・社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を法令及び「文書規定」に基づき、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
  - ・取締役、監査等委員及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。
  - ・「関係会社管理規定」に従い、グループ会社を管理するとともに、「関係会社運営基準」に基づき、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ・「リスク管理規定」を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
  - ・不測の事態が発生した場合には、経営会議にて審議・決定を行い、その決定事項を各本部長から各部・各工場へ連絡するとともに、各部・各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
  - ・取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し、事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務機構運営に関する規定」「経理規定」「稟議規定」において、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また、各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規定」「関係会社運営基準」に基づいて当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。
  - ・当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。
  - ・当社の業務監査室は定期的、又は必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を業務監査室員から任命する。
  - ・監査等委員会の職務を補助する業務監査室員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
  - ・監査等委員会の職務を補助する業務監査室員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項
- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、リスク・コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等をすみやかに報告する。

- ・ 監査等委員は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、倫理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員又は使用人にその説明を求めることができるものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）のため必要な費用を会社に対して請求することができる。
- ⑩ その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会、会計監査人及び業務監査室員は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

## （2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、2015年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上及び内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図りました。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりであります。

- ① 業務執行の効率性の向上に関する取り組みの状況
- ・ 取締役会を13回、経営会議を36回開催しております。
  - ・ 取締役会において、当社グループの経営成績が報告され、経営課題と対策について確認及び検討を実施しております。

- ② リスク管理体制及びコンプライアンスに対する取り組みの状況
- ・ 環境安全品質会議を開催し、環境、安全、品質それぞれの課題と対策について確認及び検討を実施しております。
  - ・ 倫理委員会を開催し、コンプライアンス上の課題と対策について確認及び検討を実施しております。
  - ・ 法令違反、不正行為の早期発見を目的として、当社内部監査部門に内部通報窓口を設置しております。
  - ・ 内部通報の件数や概要については、監査等委員を含む取締役全員に報告しております。
- ③ 監査等委員会に関する運用状況
- ・ 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席等を通じ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
  - ・ 監査等委員会は内部監査部門が行った監査に対する報告を受けるほか、内部監査部門とコミュニケーションを図り、効果的な監査体制を構築しております。
- ④ 内部監査に関する運用状況
- ・ 内部監査部門が、年間の監査計画に基づき当社各部門及び当社グループ会社に内部監査を実施しております。
  - ・ 内部監査部門は、監査等委員を含む取締役全員に監査結果を報告しております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、株主重視の基本方針の下、安定的かつ継続して配当を行うことを経営上重要な施策の一つとして位置付けております。将来に向けての成長を目指した投資等に必要な内部留保資金を確保しつつ、配当を高める経営努力を続けます。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり35円とさせていただく予定であり、これにより、年間の1株当たりの配当金は、中間配当金35円を加え、1株当たり70円となります。

# 連結計算書類

## 第162期連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>29,696</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,930</b>
現金及び預金	9,392	支払手形及び買掛金	3,194
受取手形及び売掛金	10,820	短期借入金	7,825
商品及び製品	4,474	未払法人税等	296
仕掛品	2,196	未払消費税等	363
原材料及び貯蔵品	2,170	賞与引当金	416
その他	665	設備関係未払金	1,904
貸倒引当金	△24	その他	1,928
<b>固定資産</b>	<b>36,254</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,251</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,279</b>	長期借入金	8,161
建物及び構築物	12,166	繰延税金負債	1,706
機械装置及び運搬具	7,076	退職給付に係る負債	1,999
土地	7,730	その他	2,384
建設仮勘定	1,381	<b>負債合計</b>	<b>30,181</b>
その他	923	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>644</b>	<b>株主資本</b>	<b>33,799</b>
のれん	47	資本金	5,757
その他	597	資本剰余金	2,269
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,329</b>	利益剰余金	26,126
投資有価証券	5,735	自己株式	△354
長期貸付金	22	その他の包括利益累計額	1,968
繰延税金資産	153	その他有価証券 評価差額金	2,467
その他	441	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△22	為替換算調整勘定	20
<b>資産合計</b>	<b>65,950</b>	退職給付に係る 調整累計額	△519
		<b>純資産合計</b>	<b>35,768</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>65,950</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第162期連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,243
売 上 原 価		28,457
売 上 総 利 益		7,785
販売費及び一般管理費		5,304
営 業 利 益		2,481
営 業 外 収 益		293
受 取 利 息 及 び 配 当 金	134	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	44	
そ の 他	114	
営 業 外 費 用		229
支 払 利 息	76	
環 境 対 策 費	51	
支 払 手 数 料	38	
そ の 他	62	
経 常 利 益		2,545
特 別 利 益		194
投 資 有 価 証 券 売 却 益	194	
特 別 損 失		228
固 定 資 産 除 却 損	216	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,511
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	624	
法 人 税 等 調 整 額	29	654
当 期 純 利 益		1,857
親会社株主に帰属する当期純利益		1,857

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第162期連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	5,757	2,269	24,840	△353	32,514
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△571		△571
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,857		1,857
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,286	△0	1,285
2020年3月31日残高	5,757	2,269	26,126	△354	33,799

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	2,792	0	11	179	2,983	35,497
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△571
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,857
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△325	△0	9	△698	△1,014	△1,014
連結会計年度中の変動額合計	△325	△0	9	△698	△1,014	270
2020年3月31日残高	2,467	0	20	△519	1,968	35,768

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 第162期貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,485</b>
現金及び預金	8,112	買掛金	2,815
受取手形	913	短期借入金	7,954
売掛金	8,110	リース債	7
商品及び製品	3,905	未払金	103
仕掛品	2,037	未払費用	136
原材料及び貯蔵品	2,095	未払法人税等	258
前渡金	259	未払消費税等	319
前払費用	77	預り金	1,577
短期貸付金	314	賞与引当金	355
未収入金	236	設備関係未払	1,904
その他の金	1	その他	52
貸倒引当金	△10	<b>固定負債</b>	<b>13,774</b>
<b>固定資産</b>	<b>35,818</b>	長期借入金	8,161
<b>有形固定資産</b>	<b>28,985</b>	リース負債	7
建物	10,049	繰延税金負債	1,939
構築物	1,977	退職給付引当金	1,331
機械及び装置	6,991	資産除去債務	168
車両運搬具	35	長期未払金	104
工具、器具及び備品	747	長期預り	2,062
土地	7,810	<b>負債合計</b>	<b>29,260</b>
リース資産	12	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	1,361	<b>株主資本</b>	<b>30,152</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>577</b>	資本金	5,757
ソフトウェア	422	資本剰余金	2,269
その他	155	資本準備金	2,267
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,254</b>	その他資本剰余金	2
投資有価証券	5,256	<b>利益剰余金</b>	<b>22,479</b>
関係会社株式	355	利益準備金	937
関係会社出資金	124	その他利益剰余金	21,542
長期貸付金	22	固定資産圧縮	
長期前払費用	7	債立金	3,038
前払年金費用	293	別途積立金	16,000
その他	217	繰越利益剰余金	2,503
貸倒引当金	△22	<b>自己株式</b>	<b>△354</b>
<b>資産合計</b>	<b>61,873</b>	評価・換算差額等	2,460
		その他有価証券	2,460
		評価差額	
		繰延ヘッジ損益	0
		<b>純資産合計</b>	<b>32,613</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>61,873</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第162期損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		31,183
売 上 原 価		24,733
売 上 総 利 益		6,450
販売費及び一般管理費		4,206
営 業 利 益		2,244
営 業 外 収 益		342
受 取 利 息 及 び 配 当 金	209	
そ の 他	132	
営 業 外 費 用		231
支 払 利 息	78	
環 境 対 策 費	54	
支 払 手 数 料	38	
そ の 他	59	
経 常 利 益		2,354
特 別 利 益		194
投 資 有 価 証 券 売 却 益	194	
特 別 損 失		187
固 定 資 産 除 却 損	175	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,361
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	525	
法 人 税 等 調 整 額	46	572
当 期 純 利 益		1,789

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第162期株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計
	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益剰余金			
	資本準備金	その他の資本剰余金	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金				
2019年4月1日残高	5,757	2,267	2	937	3,039	14,000	3,284	△353	28,935
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					0		△0		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△1		1		－
別途積立金の積立						2,000	△2,000		－
剰余金の配当							△571		△571
当期純利益							1,789		1,789
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△0	2,000	△781	△0	1,217
2020年3月31日残高	5,757	2,267	2	937	3,038	16,000	2,503	△354	30,152

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	2,781	0	2,781	31,717
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△571
当期純利益				1,789
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△321	△0	△321	△321
事業年度中の変動額合計	△321	△0	△321	896
2020年3月31日残高	2,460	0	2,460	32,613

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口依里 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸山高雄 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関口依里 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丸山高雄 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第162期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

日本化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 江 口 幸 夫 ⑩

監 査 等 委 員 古 島 守 ⑩

監 査 等 委 員 遠 山 壮 一 ⑩

(注) 監査等委員古島守及び遠山壮一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は307,853,420円となります。なお、中間配当金35円を加えた当期の年間配当金は、1株当たり70円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。







候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
4	紺野祥司 <small>こんのしょうじ</small> (1957年8月23日生)	1981年4月 当社入社 2007年4月 当社有機営業部長 2012年7月 当社化学品営業部長 2014年4月 当社執行役員兼営業本部長 兼化学品営業部長 2015年4月 当社執行役員兼営業本部長 2017年6月 当社取締役兼執行役員兼営 業本部長兼機能品営業部長 2017年7月 当社取締役兼執行役員兼営 業本部長 (現在に至る)	株          4,498
		重要な兼職の状況 エヌシー・テック(株)代表取締役	
取締役候補者とした理由 紺野祥司氏は、営業部門等の業務経験を豊富に有しております。また、社内の各種会議等において、特に営業戦略の観点からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。			



## 株主メモ

事業年度  
定時株主総会  
株主確定基準日

4月1日～翌年3月31日  
6月下旬

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (1) 定時株主総会議決権行使株主 | 3月31日 |
| (2) 期末配当金受領株主     | 3月31日 |
| (3) 中間配当金受領株主     | 9月30日 |

その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。

株主名簿管理人及び  
特別口座の口座管理機関  
同連絡先（注）

三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電話 0120-232-711（通話料無料）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場証券取引所  
公告方法

東京証券取引所

電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

公告掲載URL

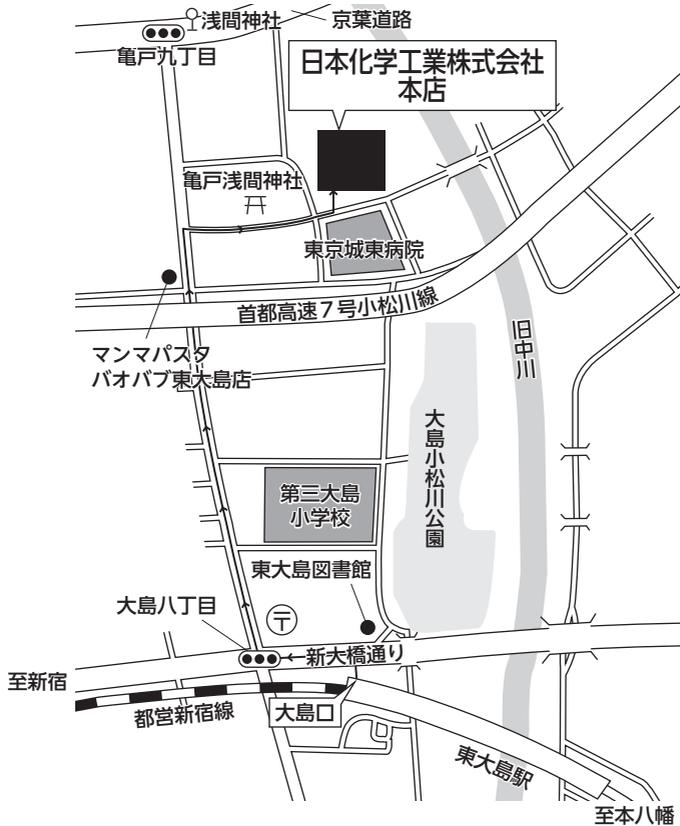
<https://www.nippon-chem.co.jp/>

### （ご注意）

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。



# 株主総会 会場ご案内図



日本化学工業株式会社本店 研究棟記念ホール  
〒136-8515 東京都江東区亀戸九丁目11番1号

電話 03 (3636) 8111

- JR総武線「亀戸駅」(東口)下車、水神森バス停留所よりバス(今井、葛西駅前、小岩駅前行きのいずれか)にて浅間神社下車、徒歩5分。
- 地下鉄都営新宿線「東大島駅」(大島口)下車、徒歩8分。

※当日は当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますので  
ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれまして  
も軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。